申立人が所有する居住制限区域(富岡町)の土地(登記上の地目は畑であり、用途地域内に存在する土地)の財物損害について、両隣の土地に居宅が存在していることなどの近隣の状況等を考慮し、基準単価として近隣の宅地単価を使用し、宅地単価に対する価値割合を8割とした上で、価値減少率を全損と評価して損害額が算定された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 財物価値の喪失又は減少等

土地(但し、別紙物件目録記載の土地)金598万2296円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、合計金598万2296円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。

## 5 確認条項

申立人と被申立人は、別紙物件目録記載の不動産について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人 は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年1月29日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 細川大輔)